

① 件名
ものづくり産業の集積及び振興を図る区域（復興産業集積区域）の変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 宮城県民間投資促進特区（ものづくり産業版）（以下「ものづくり特区」という。）については、ものづくり産業の集積及び振興を図る区域（復興産業集積区域）を定め、平成24年2月9日に国の認定を受けた。 その後、復興事業の進捗状況や当初計画時からの土地利用の変化、事業者の復旧状況等を勘案し、「復興産業集積区域」を拡充する必要性が生じたため、平成26年2月28日に国の変更認定を受けた。 【目的】 昨年、区域拡充を行なったが再度、「復興産業集積区域」を拡充する必要性が生じたため、計画を変更したもの。 今回は、税制特例の追加区域の認定だけでなく、昨年、税制特例の追加区域として既に認定された区域も合わせて、緑地面積率等の基準緩和の特例区域としての認定も同時に受けている。 復興推進計画の認定を受けた市町村は、復興産業集積区域において適用される緑地面積等の基準を条例で定めることができることから、工場の復旧及び企業誘致の促進を目的に「石巻市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例（以下「条例」という。）」を平成24年6月25日付け施行し、緑地等の敷地面積に占める割合を緩和しているところで、この度の国の変更認定に合わせて、条例の適用区域を拡充するものである。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 東日本大震災復興特別区域法 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第1節 石巻独自の技術開発や新産業を創出する ④ 地域を支える商工業の振興を図る 【〔震災復興基本計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第3章 施策の展開 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 第1節 海とともに生きる (1) 工業の再生復興 第6章 実現に向けて 第2節 復興の実現のための体制づくり (3) 震災復興特区制度の活用

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年2月9日 ものづくり特区の認定（宮城第1号） 平成24年5月25日 工場立地に係る緑地面積率等の基準緩和の特例に係る計画の変更認定 平成24年6月25日 条例公布・施行 平成26年2月28日 復興推進計画の変更認定（税制の特例のみ） 平成26年3月20日 復興産業集積区域の地番錯誤の変更提出（軽微な変更の為、提出＝認定） 平成27年4月27日 復興推進計画の変更認定（税制の特例・緑地面積率等の基準緩和の特例） 			
⑤ 主な内容			
（1）税制特例の追加認定を受けた区域			
区域番号	地区名	区分	追加等箇所
石巻-44	南浜地区	新規	南浜町一丁目の一部
石巻-45	渡波祝田地区	新規	渡波字祝田の壺、渡波字大森の各一部
石巻-46	船越地区	新規	雄勝町船越字小泊の一部
（2）緑地面積率等の基準緩和の特例の追加認定を受けた区域 （条例第3条別表に定める適用区域として拡充）			
区域番号	地区名	区分	追加等箇所
石巻-2	湊・水産加工団地地区	追加	湊字須賀松、八幡町一～二丁目の一部、湊町一～三丁目の一部、吉野町一～三丁目
石巻-16	味噌作地区	新規	雄勝字味噌作の一部
石巻-17	雄勝地区	新規	雄勝字寺、雄勝字小淵、雄勝字船戸神明、雄勝字折下、上雄勝三丁目の各一部
石巻-18	唐桑地区	新規	雄勝字呉壺の一部
石巻-23	須江地区	追加	須江字畳石前、須江字相野佐野、須江字寺前、須江字沢尻の各一部
石巻-42	栄田地区①	新規	渡波字栄田の一部
石巻-43	栄田地区②	新規	渡波字栄田の一部
石巻-44	南浜地区	新規	南浜町一丁目の一部
石巻-45	渡波祝田地区	新規	渡波字祝田の壺、渡波字大森の各一部
石巻-46	船越地区	新規	雄勝町船越字小泊の一部
その他	その他地区	変更	地番錯誤の変更区域
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
<ul style="list-style-type: none"> 市民への影響 <p>今回拡充した復興産業集積区域内に立地し、指定を受けた法人は、税制上の特例措置を受けることができ、早期の産業の復旧・復興及び雇用の場の確保と拡充が図られる。</p> <p>また、緑地面積率等の基準を緩和する区域を拡充することにより、工場の復旧、企業誘致及び雇用の場の確保を図ることができる。</p> 			

・市行財政の効果

国税（法人税）の特例措置であり、市の財政負担は生じない。なお、地方税（県：事業税、不動産取得税、市：固定資産税）の課税免除を行った場合は、減収額を震災復興特別交付税の算定の基礎に参入)

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

今回の復興推進計画の変更の共同申請市町：石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、大崎市、川崎町、丸森町、山元町、松島町、色麻町、美里町、女川町

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

税制特例区域の拡充及び緑地面積率等の基準の緩和について、事業者への周知を図る。
第2回定例会に条例の一部改正を提案予定、その後速やかに公布・施行する。

⑨ その他

(1) 税制特例の内容

- ・国税の特例（①～③は各事業年度で選択適用 ④は併用可能）
 - ① 新規立地・新設企業に対する課税が5年間免除
 - ② 新規設備投資に対し特別償却もしくは税額控除
 - ③ 被災雇用者給与の10%を税額控除
 - ④ 研究開発の新規設備投資に対し特別償却に加えて税額控除
- ・地方税の特例

上記①、②、④の適用を受けた場合、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免

(2) 石巻市条例で定める緑地等の敷地面積に占める割合の緩和措置

環境施設 3%以上（緑地 3%以上）

※工場立地法で定める準則

環境施設 25%以上（緑地 20%以上）